

平成28年第6回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成28年9月26日(金)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成28年9月26日(木) 午前10時00分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成28年9月26日(木) 午前10時25分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	満 保 豊		○
	2	谷 村 敏 彦		●
	3	奥 山 稔		○
	4	佐 藤 博 幸		●
	5	山 本 俊 栄		○
	6	吉 田 謙 司		○
	7	湯 澤 敏 孝		○
	8	鎌 田 英 樹		○
	9	安 川 和 範		○
	10	黒 川 益 毅		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員	議席番号	7番	湯澤 敏孝	
		8番	鎌田 英樹	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	鎌 田	剛	
	事務局次長	小 塚	和 博	
	総務係長	井 上	剛	
	主 事	佐 藤	健 人	

平成28年度第6回天塩町農業委員会総会

議長

ただ今の出席委員は8名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第6回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長

これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、
7番 湯澤敏孝君、8番 鎌田英樹君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長

それでは議事に入りたいと思っております。

議長

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

議長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。

整理番号11-1についてであります、 から 氏に所有権移転をするものです。これは農地保有合理化事業の賃貸借が終了し、売渡となるものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、3ページ、4ページをご覧ください。

次に整理番号11-2についてであります、 氏から 氏に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、5ページ、6ページをご覧ください。

次に整理番号11-3についてであります、 氏から 氏に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局

位置につきましては、7 ページ、8 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 11-1 から 11-3 の所有権移転の質疑を行います。

(満保委員入室)

吉田委員

新規就農の さんの件について、売買金額が現在の相場と比べて高いが、これは売渡の際に、値引きとかそういうふうにはならないのか。

事務局

農地保有合理化事業は、あらかじめ合意の上で 5 年間の賃貸借を行い、その後売り渡しとなるものなので、値引きという話にはならないと思います。

奥山委員

この事業は新規就農の際に、いきなりお金を借りるのは難しいから、まずは、さんの土地を農業公社が買い取って、それを 5 年間借りて、実績を作ってから売り渡すってことだから、値引きという話にはならない。

吉田委員

分かりました。

議 長

他にありませんか。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 2 号「農地・非農地の判定について」を議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地・非農地の判定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

はじめに、農地・非農地の判定についてであります。12 ページの「農地法の運用について」ということで農林水産省経営局長及び農林水産省農村振興局長より示されており、また判断基準についても、16 ページの「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」が農林水産省経営局長より示されております。

これによりますと、

ア) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、

イ) ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

事務局

とされております。いずれも違反転用が認められない場合に限られております。また、現況確認については、ア) の場合においては1名以上、イ) の場合においては3名以上の農業委員が必要とされております。

それでは、10 ページ様式第1号農地・非農地の判断対象リストをご覧ください。

今月5日から7日まで、農地パトロールを実施いたしまして、事前に依頼のあったものがございます。

氏の土地3筆につきましては、事前にお話のあったものであります。農地パトロールの際に、農業委員1名と事務局にて確認したところ、森林の様相は呈していないものの、奥のほうは山になっており、坂がきつく、判断基準のア) の農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当すると思われました。

以上、事務局からの説明になりますが、農地・非農地の判定につきましてよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました農地・非農地の判定について質疑を行います。

吉田委員

ここは元々なんだったの。

満保委員

放牧地です。

吉田委員

わかりました。あと、農地パトロールはちょっと用事があって行けなかったんですけど、3線とか車で走っていると、刈り取りがされていない農地を見かけたりするんですけど、農業委員会としてどう対応するの。

事務局

それは具体的にどこでしょうか。

吉田委員

3線の共済組合の裏なんだけど。

事務局

その土地は、少し前に事務局に相談がありまして、共有者の二人の方のうち一人の方が亡くなって、本来、息子さんが相続することになると思うんですが、息子さんではなく共有者のもう一人の方が、権利を受けたいとの話がありました。事務局としては、一度相続で権利が移動してしまうと、農業委員会としては、農家ではありませんので、農地法の許可が出せないと言うお話をしましたが、なんとかならないかと、ありましたので、それであれば司法書士さんか弁護士さんに相談してくださいという話をいたしました。そういった名義関係が解消され次第、近隣を耕作している農家さんへ声掛けをしたいと思っております。

吉田委員

分かりました。

議長

他にありませんか。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議 長
全 員
議 長

お諮りいたします。本案は非農地と判定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は非農地と判定いたしました。

議長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これ
にご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。
以上をもちまして平成28年度第6回天塩町農業委員会総会を閉会といたしま
す。

平成28年 9月29日

署名委員

(7 番) 湯澤 敏孝 ㊟

(8 番) 鎌田 英樹 ㊟